

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限 令和8年2月2日(月)

【申告書の提出及び問い合わせ先】

〒742-2192 山口県大島郡周防大島町大字小松 126-2

周防大島町役場 税務課 課税第2班

電話：0820-74-1008

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用に所有している償却資産にも課税されます。

償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告する義務があります（地方税法第383条<固定資産の申告>）。

つきましては、周防大島町内に事業用として所有されている償却資産について、この手引きを参照し、申告書等を作成の上、提出期限までに、周防大島町役場税務課（大島庁舎1階）または、各総合支所・各出張所にご提出ください。

※申告書を郵送される方で控え（受付印押印済）の返送をご希望の場合は、控用の申告書とともに必ず返信先を明記し、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

※インターネットを利用した地方税電子申告システム（eLTAX：エルタックス）による申告を受け付けます。
詳しくは、エルタックスのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご参照ください。

※該当資産のない方、資産の増減がない方、廃業・解散された方等につきましても、申告書のご提出をお願いします。

周防大島町 税務課

《目次》

1 償却資産とは	
(1) 償却資産とは.....	1
(2) 償却資産の種類と具体例	1
(3) 償却資産と家屋の区分.....	2
(4) 業種別の主な償却資産.....	3
2 申告から課税までのながれ.....	4
3 償却資産の申告について	
(1) 申告していただく方.....	5
(2) 申告の対象となる資産.....	6
(3) 申告の対象とならない資産	6
<参考>少額の減価償却資産の取り扱いについて	7
4 申告の方法について	
(1) 申告書（申告データ）等の提出方法・提出先	8
(2) 申告方式（申告区分）	8
(3) 提出書類（提出データ）	9
(4) 申告書（申告データ）等の提出期限.....	10
5 税額等の算出方法について.....	11
6 一般方式による申告書等の記入方法	
(1) 償却資産申告書の記入方法	13
(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法.....	14
(3) 種類別明細書（減少資産用）の記入方法	15
7 電算処理方式により申告される方へ.....	16
8 個人番号・法人番号の記入について	
(1) 申告書への記入方法.....	16
(2) 本人確認資料について	16
9 非課税・課税標準の特例・減免等	
(1) 非課税となる償却資産	17
(2) 課税標準の特例が適用される償却資産	17
(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産	17
(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産	17
10 国税の取扱いとの主な違い.....	18
11 申告内容の確認調査について.....	19
12 過年度への遡及等について	19

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

なお、「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを目的とすることを要しません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人等）の行う活動も事業に該当します。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構 築 物	看板（広告塔等）、舗装路面、貯水槽、煙突、外灯、フェンス、門・塀・緑化施設等の外構工事、側溝、ゴルフ練習場設備等、ビニールハウス、カーポート、自転車置場、ガス庫等
	建 築 附 属 設 備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 ※「(3)償却資産と家屋の区分」（P. 2）をご参照ください。
2 機 械 及 び 装 置		クレーン等建設機械、医療用機械、ベルトコンベア等の運搬設備、印刷機械等、農業用機械装置、ガソリンスタンド設備、洗車業用設備、太陽光発電設備等
3	船 舶	ボート、釣舟、漁船、貨物船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、構内運搬車両等 ※自動車税、軽自動車税の課税の対象となる資産は除きます。
6	工具、器具及び備品	看板（ネオンサイン等）、パソコン、コピー機、レジスター、テレビ、カラオケ等の音響機器、医療機器、通信機器、ファクシミリ、金庫、理容及び美容機器、冷暖房機器、事務机、応接セット、金型、切削工具、検査工具、測定工具、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機等

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一緒にあって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

○家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

○家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

＜償却資産と家屋の区分表＞ 下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯設備	野外設備一式、誘導灯、非常灯等		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話配線設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	L A N 設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ(I T V)	受像機(テレビ)、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	呼出表示設備	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)	○			○
		中央紙器給湯設備				○

	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
	消火設備	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・プライнд等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

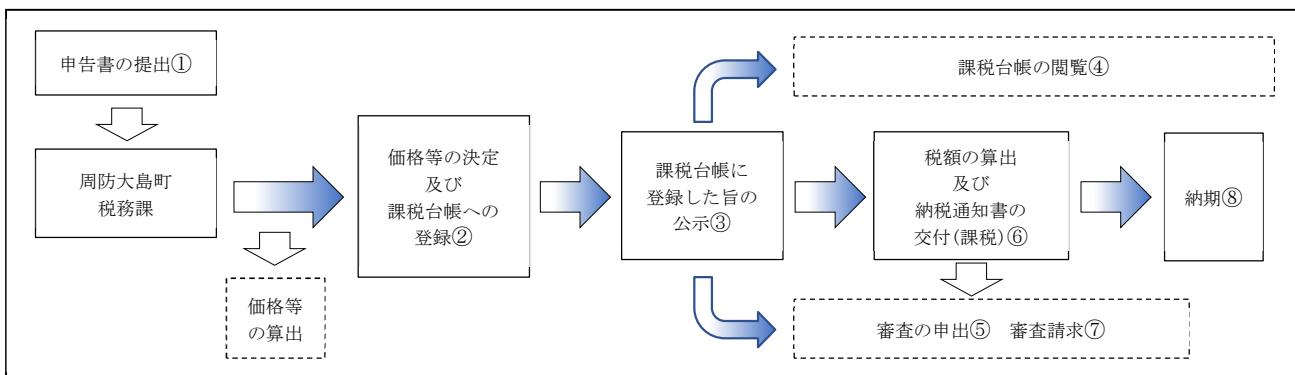
(4) 業種別の主な償却資産

下の表は、申告の対象となる主な資産の例示です。

業 種	資 産 の 名 称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等(賃貸人(テナント)等が取り付けた場合)、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン等)、LAN設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両、大型特殊自動車等
娛 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器等
料 理 飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース、(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、理容・美容洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
医 (歯) 業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラ、ビニール包装設備等

不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、太陽光発電設備、駐車場設備、舗装路面、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)等
自動車整備業	測定工具、検査工具、旋盤、溶接機、コンプレッサー等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品等
農業	果樹棚、ビニールハウス、農機具(田植機、稻刈機、脱穀機、乾燥機、トラクター等)等
漁業	漁船、G P S、巻上機、魚網、いけす等

2 申告から課税までのながれ



① 申告書の提出

賦課期日(1月1日)現在所有している償却資産のうち、周防大島町に所在する償却資産を、その年の1月31日までに、周防大島町税務課に申告してください。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示します。

④ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、周防大島町税務課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、文書をもって周防大島町固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定に、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑥ 税額の算出及び納税通知書の交付(課税)

下の算式により税額を算出し、5月上旬に納税通知書を交付します。

$$【\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} [\text{100分の} 1.4]】$$

なお、価格等の算出の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税されないため、納税通知書を交付しません。

⑦ 審査請求

課税の内容について不服がある方は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、周防大島町長に対して審査請求をすることができます。

⑧ 納期

前期(第1期の納期限)又は期別(各納期限)にて納めていただきます。

令和8年度納期限（口座振替日）は以下のとおりです。

第1期	令和8年	6月	1日	(月)
第2期	令和8年	7月	31日	(金)
第3期	令和8年	12月	25日	(金)
第4期	令和9年	3月	1日	(月)

3 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

カ 償却資産を共有されている方(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者(外〇名)」

という共有名義でご申告ください。申告書の記入については、13ページ「(1) 償却資産申告書の記入方法」をご参照ください。)

キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方

※ 償却資産を所有されていない方は「資産なし」として申告をお願いします。なお、「資産なし」で既に申告している方で増加資産がない場合は、翌年度以降の申告は不要です。

※ 廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

ア 債却資産（耐用年数が経過した資産）

イ 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）及び簿外資産

ウ 遊休又は未稼働の資産

エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）

オ 福利厚生の用に供するもの

カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の債却資産であっても個別に減価償却しているもの

キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時債却等をしているもの

（例）・中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産

　・国家戦略特区税制適用資産（租税特別措置法第42条の10）

注：カ及びキについては、7ページ「<参考>」をご参照ください。

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、債却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの（実際に自動車税（種別割）等が課されている必要はありません。）

　例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等

イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）

ウ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）

エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した債却資産について、

　・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の債却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）

　・取得価額が20万円未満の債却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの

オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

注：エ及びオについては、7ページ「<参考>」をご参照ください。

<参考>

少額の減価償却資産の取り扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産について固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
 - ②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
 - ③地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
- ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
 - ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

償却方法	取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
		申告対象外			
① 一時損金算入(*1、*4)		申告対象外			
② 3年一括償却(*2、*4)		申告対象外			
③ リース資産 (ファイナンス・リース)		申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例(*3、*4)			申告対象		
⑤ 個別減価償却(*5)			申告対象		

(*1) 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項

(*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和6年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(*4) 上記①・②・④の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるもの）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

(*5) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるもの）の用に供する資産を除く。）はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条第1項）。

<ご注意ください>

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び周防大島町税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、懲役又は罰金を科されることがあります。

4 申告の方法について

(1) 申告書（申告データ）等の提出方法・提出先

<書類による申告書等の場合>

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、周防大島町役場税務課、各総合支所・各出張所の窓口へ提出又は周防大島町役場税務課へ郵送してください。

なお、申告書を郵送される方で控え（受付印押印済）の返送をご希望の場合は、控用の申告書とともに必ず返信先を明記し、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

また、様式が必要な場合は、周防大島町役場税務課までご連絡ください。様式を送付いたします。

<電子申告による申告データ等の場合>

地方税ポータルシステム、eLTAX（エルタックス）により、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて周防大島町税務課に送信されます。

電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上でeLTAX（エルタックス）のホームページから利用の届出を行う必要があります。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXホームページをご覧いただか、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

【地方税共同機構】

eLTAXホームページアドレス：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>

eLTAXヘルプデスク 電話：0570-081459 [9:00～17:00 受付（土・日・休祝日、年末年始を除く）]

(2) 申告方式（申告区分）

ア 一般方式

前年に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、周防大島町税務課で行います。

電子申告による提出の場合は、申告区分「増加資産／減少資産申告」等により、申告してください。

イ 電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

電子申告による提出の場合は、申告区分「全資産申告書（電算処理分）」等により、申告してください。

(3) 提出書類（提出データ）

申告していただく方	申告していただく資産 令和8年1月1日 現在において 所有されている 全ての償却資産	申告していただく資産		提出書類・様式	
		令和7年1月2日 から 令和8年1月1日 までの間に 増加又は減少した 償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
			第26号様式	別表1	別表2
一般方式	初めて申告される方	<input type="radio"/> *1		<input type="radio"/> *1	<input type="radio"/> *1
	増加又は減少した資産のある方		<input type="radio"/> *1	<input type="radio"/> *1	<input type="radio"/> *1
	増加又は減少した資産のない方			<input type="radio"/> *1	
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方		<input type="radio"/> *1	<input type="radio"/> *2	
	償却資産を所有されていない方			<input type="radio"/> *3	
電算処理方式	初めて申告される方	<input type="radio"/> *4		<input type="radio"/> *1	<input type="radio"/> *5
	前年以前に電算処理方式により申告された方				
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方			<input type="radio"/> *2	
	償却資産を所有されていない方			<input type="radio"/> *3	

*1 債却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「増減なし」と記入してください。

*2 債却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄にその旨（「令和7年6月廃業」等）を記入してください。

*3 債却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「資産なし」と記入してください。
なお、「資産なし」で既にご申告いただいている方で増加資産がない場合は、翌年度以降の申告は不要です。

*4 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。

*5 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記入してください。

※ 非課税・課税標準の特例・減免等が適用される償却資産については、併せて申請書等、必要書類をご提出ください。（17ページ参照）

〈耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い〉

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。

固定資産税（償却資産）においては、平成21年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくことになります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成21年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますのでご注意ください。

(4) 申告書（申告データ）等の提出期限

下記の提出期限までに提出をお願いします。

提出先については表紙「申告書の提出及び問い合わせ先」及び8ページ「(1) 申告書（申告データ）等の提出方法・提出先」をご参照ください。

提出期限 令和8年2月2日(月)

<申告書の記入方法が分からぬ場合>

下記の書類等をお持ちいただき、周防大島町役場税務課（大島庁舎1階）へお越しください。

1. 減価償却資産の明細が分かる書類〔減価償却内訳明細書・固定資産台帳等〕
2. 法人税確定申告書（写）又は所得税確定申告書（写）
3. アパート等の事業用の不動産を取得された方は、工事の内訳が確認できる書類〔見積書（確定分）・工事明細書等〕

「減価償却内訳明細書」とは

○法人事業者の場合

法人確定申告書の「別表16」の基となった減価償却資産の内訳（資産名称、取得年月日、取得価額、耐用年数、数量）が分かる書類

○個人事業者の場合

確定申告提出用の決算書又は収支内訳書の減価償却資産の内訳（資産名称、取得年月日、取得価額、耐用年数、数量）が分かる書類

5 税額等の算出方法について

＜評価額の算出方法＞

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times (1 - r \times 1/2)$ $= \text{取得価額} \times A$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B$

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で本ページ「<減価残存率表>」のA欄の率です。

B : 1年分の減価残存率で本ページ「<減価残存率表>」のB欄の率です。

- ・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

＜減価残存率表＞

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数 r	減価残存率		耐用年数 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
-	-	-	-	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038

＜課税標準額の算出方法＞

周防大島町に所在する各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例（17ページ「(2) 課税標準の特例が適用される償却資産」）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (100分の1.4)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切り捨て)}}$$

- ・課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

<計算例（概算）>

計算例は以下のとおりです。

なお、一般方式で申告される場合には、実際の評価計算については、周防大島町の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率(r)	令和8年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和7年9月	2,700,000円	15年	0.142	$2,700,000 \text{円} \times (1 - 0.142 \times 1/2)$ = 2,508,300円(令和8年度評価額)	
応接セット	令和6年11月	500,000円	8年	0.250	$500,000 \text{円} \times (1 - 0.250 \times 1/2)$ = 437,500円(令和7年度評価額) $437,500 \text{円} \times (1 - 0.250)$ = 328,125円(令和8年度評価額)	3,398,644円 (令和8年度評価額)
看板 (ネオンサイン)	令和6年2月	1,655,300円	3年	0.536	$1,655,300 \text{円} \times (1 - 0.536 \times 1/2)$ = 1,211,679円(令和7年度評価額) $1,211,679 \text{円} \times (1 - 0.536)$ = 562,219円(令和8年度評価額)	

評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額（課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合）



1,000円未満を切り捨て、税率（100分の1.4）をかけます。 $3,398,000 \text{円} \times 0.014 = 47,572 \text{円}$



100円未満を切り捨てます。 $47,572 \text{円} \rightarrow 47,500 \text{円(税額)}$

<税額等について>

区分	説明
課税標準額	課税標準の特例がある場合を除き、評価額が課税標準額となります。
税額・税率	税額は、土地、家屋と合算した課税標準額に税率1.4%を乗じて算出します。 合計課税標準額（1,000円未満切り捨て）×1.4% = 税額（100円未満切り捨て）
免税点	所有している全資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。
納期	納付すべき税額を、一括または4期に分けて納めていただきます。

6 一般方式による申告書等の記入方法

(1) 儻却資産申告書の記入方法

 提出年月日を記入します。 令和 8 年 1 月 25 日 周防大島町長 殿	令和 8 年度 償却資産申告書 (償却資産跡既口帳)	個人番号又は法人番号 個人の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。
（1住所） 個人は住民票上の住所、法人は本店の所在地を記入してください。ビル名等方書きも記入してください。 ※納税通知書の送付先が別にある場合はカッコ書きで記入してください。 （2氏名） 所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を、共有されている場合は、「代表者外〇名」と記入し、屋号があれば記入してください。		
（4事業種目） 事業種目を具体的に記入してください。また、法人にあっては、資本金又は出資金の額も記入してください。		
（5事業開始年月） 個人の場合は事業開始年月を、法人の場合は設立年月を記入してください。		
（6この申告に応答する者の係及び氏名） 申告書の内容についての問い合わせ先を記入してください。 （7税理士等の氏名） 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。		
（8～14短縮耐用年数の承認等） 該当する方を○で囲んでください。		
（15町内における事業所等資産の所在地） 周防大島町における事業所等資産の所在地(例、太陽光発電設備設置場所)をすべて記入してください。		
（16借用資産） 家屋を除く借用資産(リース資産、レンタル資産)がある場合、貸主の名称、住所等を記入してください。		
（18備考） 次のような事項を記入してください。 <ul style="list-style-type: none"> 該当資産がなければ「資産なし」。 前年より増減がなければ「増減なし」。 種類別明細書(増加資産・全資産用)、課税標準の特例適用資産、耐用年数の短縮等を適用した資産を所有している場合は添付書類の名称。 償却資産を共有されている場合は、所有者全員の住所、氏名。 その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項。 		

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入方法

- ⑤ 前年中に申告された方は、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産（同期間中に移動又は除却した資産は除きます。）を記入してください。
また、令和7年1月1日以前に取得した資産で申告する必要のある資産がありましたら記入してください。
 - ⑥ 初めて申告される方は、令和8年1月1日現在所有している全ての資産を記入してください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

R01-05-571131

〈適用欄〉

当該資産にかかる特記事項がある場合、又は「増加事由」で「4. その他」を選択した場合は、次のような事項を記入してください。

- ・資産の申告漏れがあった場合は、その旨の表示。
(例：申告漏れ分)
- ・課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項。
(例：特349の3①)
- ・他の市区町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月等。(R7.6柳井市)
- ・耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示。
(例：短縮)
- ・中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。
(例：中古)
- ・増加償却を行っている資産については、その旨の表示。(例：増加償却)
- ・耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示。
(例：H20改正前10年)
- ・合併等により受け入れた資産については、その旨の表示。
(例：合併による受入れ)
- ・贈与、相続等により個人が取得した資産については、その旨の表示。
(例：贈与、相続、遺贈)
- ・その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

(3) 種類別明細書(減少資産用)の記入方法

◎ 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産について記入してください。

令和8年度			種類別明細書(減少資産用)												第二十六号様式別表二(提出用)	
所有者コード			所有者名													
			周防税務 株式会社													
			1 枚のうち													1 枚 目
行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取 得 価 額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要						
								売却	減失		全部	一部				
01	1	コンクリート舗装	1 3 63	7	3 000 000	15	1	1・②・3・4	①・2							
02	2	裁断機	1 4 3	10	3 702 206	10	4	1・2・③・4	①・2	R7.6柳井市へ移動						
03	2	フォーム印刷機	2 4 14	9	5 819 040	10	15	①・2・3・4	1・②	当初8,728,560円数量3 税務商事へ売却						
04								1・2・3・4	1・2							
05								1・2・3・4	1・2							
06								1・2・3・4	1・2							
07	〈資産の種類〉 「1. 構築物」 「2. 機械及び装置」 「3. 船舶」 「4. 航空機」 「5. 車両及び運搬機」 「6. 工具、器具及び備品」		〈年号〉 「1. 明治」 「2. 大正」 「3. 昭和」 「4. 平成」 「5. 令和」 例) 令和5年4月 に取得した資産の取 得年月は、年号 「5」、年「5」、 月「4」と記載して ください。		〈減少等の事由及び区分〉 〈減少等の事由〉 「1. 売却」 「2. 減失」 「3. 移動」 「4. その他」 〈減少の区分〉 「1. 全部」 「2. 一部」		3・4 1・2									
08																
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
小計					12 521 246											

R01.05.571211

7 電算処理方式により申告される方へ

電算処理方式により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和8年1月1日現在に所有する全ての資産について、評価額等を算出し、ご申告ください。

資産内容が前年度と変更がない場合でも、全資産の種類別明細書（評価額、課税標準額等を記入）を添付してください。また、前年度と現年度の取得価額は一致させ、一致しない場合はその理由を備考欄等に明記してください。

8 個人番号・法人番号の記入について

（1）申告書への記入方法

13ページ「（1）償却資産申告書の記入方法」をご参照の上、ご記入ください。

なお、個人番号・法人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理いたします。予めご了承ください。

（2）本人確認資料について

個人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認を実施いたします。ご提出の際は、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送又は電子申告にてご提出される場合は、資料の写し（コピー又はPDFデータ）を申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、法人番号を記入した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

＜本人が申告書を提出する場合（例）＞

番号確認資料	身元確認資料
個人番号カード（裏面） 又は 住民票（個人番号が記載されたもの） 又は 通知カード（記載事項に変更がない場合、 又は正しく変更手続きされている場合に限る）	個人番号カード（表面） 又は 運転免許証 又は プレ印字された申告書

＜代理人が申告書を提出する場合（例）＞

本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
本人の個人番号カード (両面) 又は 本人の住民票 (個人番号が記載されたもの) 又は 本人の通知カード（記載事項に変更がない場合、 又は正しく変更手続きされている場合に限る）	代理人の個人番号カード (表面) 又は 代理人の運転免許証 又は 代理人の税理士証票	税務代理権限証書 (税理士) 又は 委任状

※ 代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

※ 電子申告の場合は、代理人の身元確認資料及び代理権確認資料は不要です（代理人の身元は電子証明書により、代理権は本人の利用者ID利用により確認します）。

9 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条（第2、4、5、6、8、9項）、同法附則第14条（第1～2項）、同法附則第14条の2に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申請書」(*1)に「非課税内容に係る資料」(*2)を添付してご提出ください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3（第1～33項）、同法第349条の3の4、同法附則第15条（第1～45項）、同法附則第15条の2（第1、2項）、同法附則第15条の3、同法附則第56条（第12、15項）に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する償却資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の適用欄に、その旨の表示と適用条項を記入し、新規取得時には、「固定資産税の課税標準の特例適用申請書」(*3)に「特例適用の事実を証明する書類」(*4)を添付してご提出ください。

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、周防大島町税条例第71条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます（申請時期により、免除される税額が変わる場合があります）。該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」(*5)に「減免内容に係る資料」(*6)を添付してご提出ください。

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、「承認通知書もしくは届出書の写し」(*7)をご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご留意ください。

注意 電子申告により申告データを送信される場合も、(*1)から(*7)までの様式及び添付書類は、郵送又は窓口でのご提出をお願いします。

(*1)、(*3)、(*5)の様式が必要な場合は、周防大島町ホームページからダウンロードもしくは、周防大島町役場税務課までご連絡ください。

10 国税の取扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税（償却資産）の評価額)
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	<p>【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法)</p> <p>【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)</p> <p>【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備について定額法)</p>	原則として、『固定資産評価基準』に定める減価率によります。 (11ページ「<減価残存率表>」をご参照ください。)
前年中の新規取得資産	月額償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳 *1	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 ・即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
増加償却 (所得税・法人税) *2	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費（資本的支出）	原則区分評価	区分評価
中小企業者等の 少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額に関わらず、認められません。

*1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額を申告してください。

*2 法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、「承認通知書もしくは届出書の写し」をご提出ください。

11 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

12 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（4ページ「2 申告から課税までのながれ」参照）とは異なり、納期は1回となりますのでご留意ください。